

株式会社ティーガイアに対する勧告について

令和３年６月２３日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ティーガイア（以下「ティーガイア」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第４条第１項第３号（下請代金の減額の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第７条第２項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

１ 違反行為者の概要

法人番号	５０１１００１０６１６６１
名称	株式会社ティーガイア
本店所在地	東京都渋谷区恵比寿四丁目１番１８号
代表者	代表取締役 金治 伸隆
事業の概要	電気通信事業者が提供する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等
資本金	３１億５４０９万７８３０円

２ 違反事実の概要

- (１) ティーガイアは、資本金の額が５０００万円以下の法人たる事業者に対し、特定の電気通信事業者から受託する携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等（以下「本件業務」という。）を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (２) ティーガイアは、平成３０年３月から平成３１年４月までの間、「戻入金^{れいにゆうきん}」^(注)を下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。減額した金額は、総額５６６０万９３８８円である（下請事業者８名）。
(注) 下請事業者の業務実績に対する評価結果（３か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、ティーガイアが、評価期間中の下請代金の額から、一定の算出方式で計算した金額を遡って値引きしたもの。
- (３) ティーガイアは、平成３０年９月から令和３年３月までの間、下請事業者に対し、前記(２)の行為により減額した金額を支払っている。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
	電話 ０３－３５８１－３３７４（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

3 勧告の概要

- (1) ティーガイアは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第3号の規定に違反するものであること。
 - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。
- (2) ティーガイアは、今後、下請法第4条第1項第3号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。
- (3) ティーガイアは、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置の内容
- (4) ティーガイアは、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 減額した金額を下請事業者に支払ったこと。
 - イ 前記(1)から(3)までにに基づいて採った措置の内容
- (5) ティーガイアは、前記(1)から(4)までにに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

● 下請取引の内容

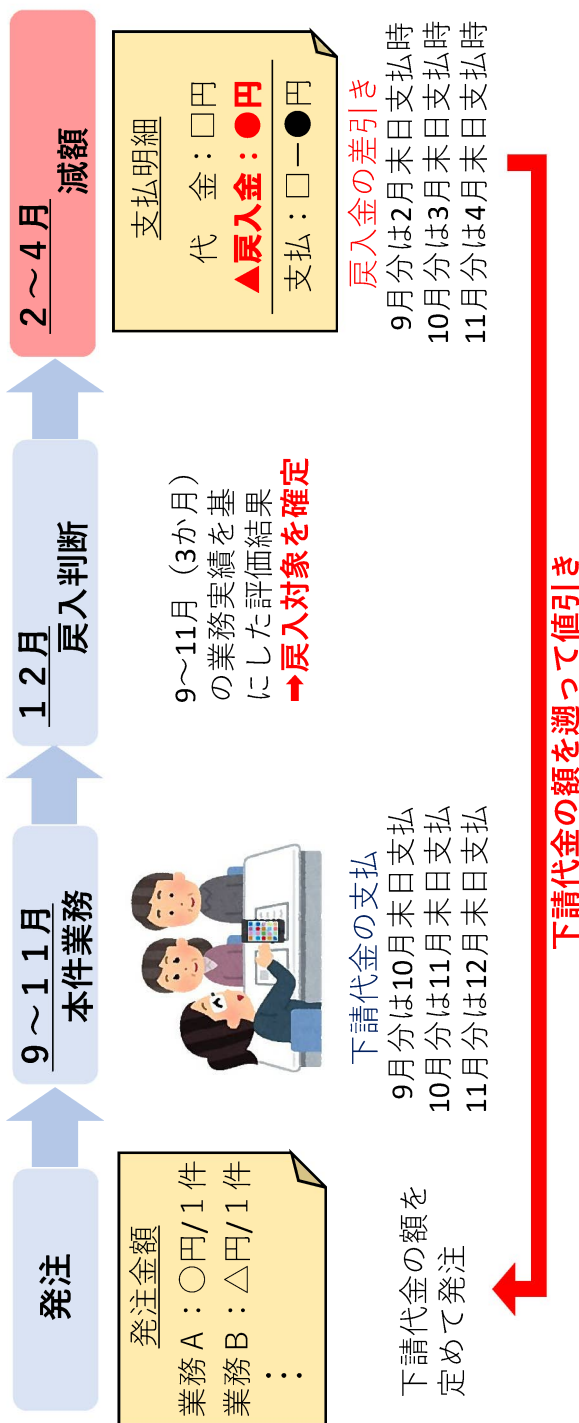
本件業務を再委託

本件業務とは…携帯電話の移動体通信サービス等に係る契約内容の説明、申込みの勧誘等

れいにゆう

- **戻入制度**…下請事業者の業務実績に対する評価結果（3か月ごと）がティーガイアが定める一定の水準に満たない場合、ティーガイアが、評価期間中の**下請代金の額から**、一定の算出方式で計算した金額を**遡って値引き**。

(例) ある下請事業者に対する9～11月分の下請代金の減額



発注金額

業務 A : ○円/1件

業務 B : △円/1件

⋮

9～11月（3か月）の業務実績を基にした評価結果
→ **戻入対象を確定**

支払明細

代 金 : □円

▲ **戻入金 : ●円**

支 払 : □ー●円

戻入金の差引き

9月分は2月末日支払時

10月分は3月末日支払時

11月分は4月末日支払時

下請代金の支払

9月分は10月末日支払

10月分は11月末日支払

11月分は12月末日支払

下請代金の額を定めて発注

「戻入金」として総額5660万9388円を下請代金の額から減額（注1）した。



公正取引委員会からの勧告の内容（注2）

- 今後、減額を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

（注2）ティーガイアは、下請事業者に対し、減額した金額を支払っている。

（注1）下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法違反となる。

電気通信事業者

株式会社ティーガイア
（親事業者・一次代理店）

本件業務を委託

携帯電話等の販売店の運営事業者
（下請事業者・二次代理店）8名

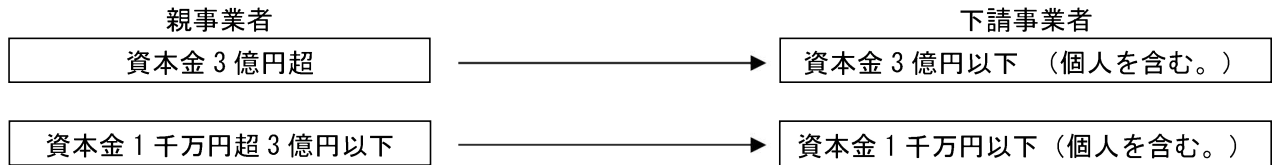
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

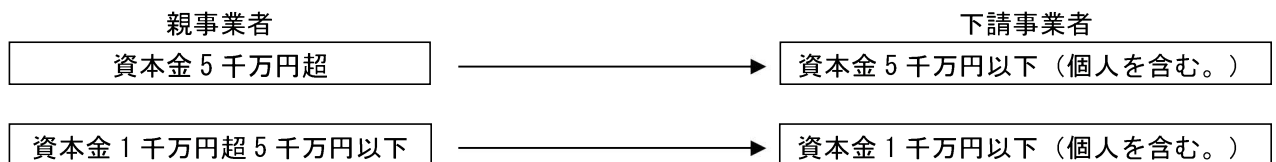
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (サ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 （略）

2, 3 （略）

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5, 6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一, 二 （略）

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの

四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一, 二 （略）

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 （略）

9 （略）

10 この法律で「下請代金」とは、親事業者が製造委託等をした場合に下請事業者の給付（役務提供委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一, 二 （略）

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

四～七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）